

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造・産業構造および中小企業の実態等

本町の人口は、平成2年の5,895人をピークとし徐々に減少しており、平成30年4月30日現在、5,742人である。年齢構成に関しては、老年人口（65歳以上）の緩やかな増加と年少人口（0から14歳）の緩やかな減少により、少子高齢化が進行している。

本町の産業構造は、2次産業である製造業が最も多くを占めており、次に3次産業の不動産業、サービス業が多い。製造業は平成13年時点で本町経済活動の約4割を占めていたが、東海環状自動車道等交通網の発達とともにさらに発展し、現在では6割以上を占めている。

町内事業所への就業者数は、機械化が進むにつれ1次産業、2次産業は減少しているものの、3次産業従事者は増加しており、全体として年々増加の傾向にある。

平成30年4月には新たに特別養護老人ホームが大平賀に開所し、介護職を中心に約80名の雇用があるほか、スーパー向け惣菜製造や外食産業を手掛ける食品製造会社が本町の滝田工業団地に進出し、今後3年間でおよそ350人の雇用が見込まれている。

しかし、事業所数で見ると、町内の工業、商業（卸売業、小売業）はともに昭和末期から平成初期を境に事業所数が減少しており、工業に関しては平成7年に117事業所あったものが10年後の平成17年には半数以下の38事業所まで減少している。

外からの新たな企業の参入により雇用創出が図られ、町全体の経済活動は活発化しつつあるが、一方で既存の中小企業の多くが働き手の不足という問題に直面しており、事業所数減少の要因ともなっている。限られた人員の中で製品・サービスの質を維持向上させ事業の拡大を目指すこと、新たな人材・後継者を育成し、持続的な発展のための事業形態の形成が早急の課題となっている。

(2) 目標

本町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備導入を促すことで、先端設備導入を活発に行うことにより、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、業務効率化によって後継者・人材育成のための余力創出を図り、町内事業者が持続的に発展していくことを目指す。

そのために、本計画期間中に町内事業所の先端設備等導入計画の認定を5件以上行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定された事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町は、平成 16 年の東海環状自動車道開通以降、物流の拠点としての側面も持つようになり、農林業、製造業、サービス業など多様な業種によって形成されている。本町の経済を支える多様な産業の生産性を向上させるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備全てとする。

ただし、直接商品の生産もしくは販売または役務の提供に供さない設備の導入（単に土地に自立して設置した全量売電を目的とした太陽光発電設備等）は、本町の計画に合致しないことから、認定の対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、西部の工場集積地をはじめ、駅周辺市街地、集落地と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えている。そのため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務の効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率 3% 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から 5 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町内事業所が先端設備等導入計画を申請する場合は、定款および直近 1 期分の決算書をあわせて提出するものとする。
- ・ 本町は、1 年ごとに先端設備等導入計画の認定事業者より労働生産性の推移に関する報告を受け、進捗状況の把握を行うものとする。